

宇城市優良若手技術者及び女性技術者表彰要領

制定 令和3年4月1日

改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、宇城市（以下「市」という。）が発注した建設工事において、他の模範となる特に優良な工事を担当した若手技術者及び女性技術者の技術力を積極的に評価し表彰することにより、技術力及び意欲の更なる向上を図るとともに、建設産業を担う技術者を育成することを目的とする。

(被表彰者)

第2条 表彰の対象となるものは、市内に本店を置く建設業者（市内業者のみで構成された特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）を含む。）に従事し、市発注の工事を担当した技術者のうち、次のいずれにも該当する者とする。

ただし、施工者が企業体の場合、出資比率が20%未満の構成員である建設業者に属する技術者を除く。

(1) 工事における現場代理人及び主任（監理）技術者（工事期間中に交代があった場合は従事期間が最も長かった者とする。）

ただし、宇城市優良工事等表彰を受賞した技術者は対象外とする

(2) 市が発注した工事のうち、前年度に完成した受注金額が500万円を超えるもので、工事成績評定点が75点以上（施工体制一般、配置技術者、施工管理の細目別評価点がb評価以上）の工事を担当した者

(3) 当該工事の契約日における年齢が、満35歳以下の者及び女性技術者

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する技術者は、原則として表彰の対象としない。

(1) 前年度に完成した市発注工事において、工事成績評定点が65点未満の工事があった者

(2) 前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、建設業法に基づく監督処分を受けた建設業者に従事する者、若しくは指名停止措置要領に基づく指名停止措置又は文書警告を受けた建設業者に従事する者。ただし、建設業者の処分が表彰日までには確定していない場合にあっても、特に重大な法令違反等が明らかな場合は、その建設業者に従事する者を表彰から除外することができる。なお、このただし書の規定により実際に表彰から除外された場合は、重大な法令違反等が明らかになった日をもって処分が確定した日とみなし、実際に処分が確定した日は翌年度の表彰には影響しないものとする。

(3) 当年度の表彰日までに、指名停止措置等の処分の期間が満了していない建設業者に従事する者

(4) 前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、その他不適当な事項があった者

(表彰対象)

第3条 表彰対象は、宇城市工事成績評定要領に基づき評定の対象となる工事全てとする。

(審査会の設置)

第4条 市長は、被表彰者を選定するため、別表に掲げる者で構成する宇城市優良若手技術者及び女性技術者審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（表彰の決定）

第5条 審査会は、第8条に規定する事務局が表彰候補として提出した技術者の中から被表彰者を選定し市長に報告する。

2 表彰者数は、対象となる工事において上位10件程度とする。

3 市長は、審査会の選定結果を受け、被表彰者決定し、表彰する。

（被表彰者の公表）

第6条 被表彰者及び被表彰者が所属する会社名については、市ホームページで公表する。ただし、技術者は、本人の同意が得られない場合は、公表しない。

（表彰の取消し）

第7条 市長は、被表彰者が担当した工事に関し、表彰年度内に第2条第2項で定める表彰の不適合要件に該当する事項が判明した場合は、当該技術者の表彰を取り消すものとする。

（事務局）

第8条 本要領に係る事務を処理するため、総務部契約検査課に事務局を置く。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

副市長（会長）	総務部長	市長政策部長	経済部長	土木部長	教育部長
---------	------	--------	------	------	------